

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月24日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男  
 那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和2年度定期監査  
 監査結果及び措置状況

令和2年12月25日付け2那監第1368号（総務課分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 予定価格の設定について</p> <p>(1) 那珂川市史（現代編）編さん業務委託                      設計金額 28,050,000 円の業務委託伺が市長決裁され、公募型プロポーザル方式で委託業者が選定された。その後、随意契約による見積会が執行されたが、予定価格調書の価格は 27,324,000 円であった。</p> <p>(2) 那珂川市広報紙作成業務委託                      設計金額 8,501,889 円の業務委託伺が副市長決裁され、公募型プロポーザル方式で委託業者が選定された。その後、随意契約による見積会が執行されたが、予定価格調書の価格は 8,478,486 円であった。</p> <p>市契約規則第24条（随意契約の</p>	<p>当該契約は公募型プロポーザル方式により随意契約の相手を選定し、見積会の予定価格は企画提案書に示された金額で設定しました。</p> <p>今後は契約規則に基づき、予定価格の設定は設計書の金額を用いることとし、適正な事務処理を行います。</p>

予定価格)に「随意契約をしようとするときは、第10条の例により、予定価格を定めなければならない」とあり、第10条(予定価格)には、「入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し」とある。

上記(1)(2)の業務委託において、予定価格が設計金額と異なり、価格の根拠資料が示されていないことは問題である。

予定価格の設定については、契約規則に基づいた適正な事務処理を行われたい。